

五月三日の会通信

4

新瀉から………	1
仏文学会から………	4
神戸の十月から………	7
岡山から………	14

20. XI
1970

《もの言う》苦痛について

野村 彰

私はいまAものを言うVこと、Aものを書くVことがきわめて苦痛である。しかし考えてみると、この苦痛はどうやら私の個人的感想にとどまらない側面をもっているようだ。学生の間にも教師の間にも、なにやら共通した苦しい沈黙が支配しているのを私は感じる。この会の世話人のお一人が私に書くことを促されるのも、彼に似たような予感があるからだろう。そういう状況が、なにほどのひろがりをもって存在するかは別としても、たしかな手応えとして感じとられる以上、やはり誰かがこの暗い部分について「語る」必要はあるかもしれない。

端的に言ってA私の苦痛Vの根柢には「加害者」(権力に対して先制攻撃を加え、その土台骨を揺るがす者)になれぬA私Vに何ができるか、という懐疑がある。荻原氏にしても松下氏にしても、公然と権力に対して加害者であろうとする明らか覚悟が読みとれる。そのようにしてしかA己れVの解放がありえない状況への認識がその覚悟を支えているのにちがいない。おそらく「権力が設定した秩序」と真向うからきり結んだ者にとってさらなる加害者であろうとする以外に生きる余地はないのだろう。しかし一方、そのような「秩序」の枠内で「内面の良心と自由」を幻想しつづけることによつて生き延びようとするA私Vとは、いったい何者なのか。たしかに、「内面の良心と自由」を幻想するのあまり、結果として「秩序」からはみだすことはあるだろう。けれどもそのことと、「秩序」を実践的に拒否しそれへの加害者になることとは、決定的に異なるのだ。これを思いしらされたことは、私にとってじつに苛酷であり決定的であった。

詩的世界というものは本質的に生活の秩序とは異質のものであり、詩的なるものに呑まれた者は結果としてアウトサイダーであり孤独者であることを強いられる——この程度の図式化でわかつたつもりでいた私にとって、大学闘争の嵐はことのほかささまじかった。私の想定していた図式がこの嵐の中で飛散していく過程を比喩的に語れば次のようになる。

△昼Vと△夜Vが対立して存在し、△詩人Vは△昼Vの空間で受ける屈辱と怒りを△夜Vの空間でとりもどそうとする。彼は△夜Vの空間を深化させることによって△昼Vとの距離を拡大し、そのようにして△昼Vの世界に復讐しようとするだろう。もし彼が△昼Vの空間でなにがしかの「栄光」を持ち歩けるとすれば、それはなにがしかの「名声」という被膜が彼を包んでいるからにすぎぬ。「詩人」として反体制的ないし反逆的言辭を公然と「紙上」に吐き出してみせることによって、あたかも△昼Vの空間に縦立しているかのように思い込むことがあるとすれば、それは明らかに錯覚にすぎぬ。彼は見事に「秩序」の舞台で「詩人の役」を演じているだけなのだ。「秩序」には、おもしろい役を演じてみせる「役者」共に（本人が役者でないと思えば思えば思えばほどその役柄はいっそう真に迫っておもしろい）相応の報酬を与えただけの余裕はある。——大学闘争の嵐は、このような芝居のからくりを発いてみせた。からくりを「暴力的」に発き出されたのちに、なおかつ詩的なるものを追い求めようとするれば必然的に△夜Vと△昼Vの目くるめくようなこの距離をとび越えなければならぬ。このことは、詩的なるもの本質から必然的に、反△秩序Vの情念を△秩序Vのものに叩きつける存在として、△昼V

の空間に公然と登場することを意味する。「詩人の役」を演じる者として舞台の上を横行することを止め、詩人そのものとなって観客席になだれ込むことを意味する。おそろくその時、観客は群らかつて彼を校め殺すであろう……。このとき、彼を「支援」しようとする△私Vとは何者なのか。

昨年の九月、佐渡の航空自衛隊基地から一人の青年が跳り出た。21才の三等空曹である。彼は「擲取され抑圧され、人間以下の生活を強いられている下層貧困階級、プロレタリアート階級が人間としての生活を人間としての生きる権利を勝ちとるために戦っている」デモ隊に対して銃口を向けることを、「内面的」に拒否するのではなく、公然と銃口の方向を転換することを宣言し、権力に對する加害者としての行動を開始した。おそろく、今日の状況においては最も誠実な「支援」行動の典型といふべきであろう。なぜなら、加害者を「支援」するためには、自らも加害者になる以外にないからである。

にも拘らず「内面の良心と自由」を幻想しつづけることによつて生き延びようとする、この△私Vとはいったい何者なのか。いま言わなければならないのは、このようにな問いから逃がれることができない以上、もはや△私Vには「内面」なるものさえ決定的に砕け散ってしまったというところだろう。

蛇足ながら最後に一言。

△教官処分V一般に抗議し被処分者を支援することは容易かもしれない。しかし「加害者」であることを決断したひとりの人間

を「支援」することは、おそろしく困難な仕事であるだろう。

「加害者の思想」を抜きにして「支援」は本来あり得ないからである。加害者の「思想」と「実践」を分断して「理解と共感」の次元に留まるとすれば、またしても△私Vは彼を「加害者を演じる役者」に仕立てようとしていることになるだろう。

(一九七〇・一一・三)

日本仏語仏文学会における

「安東教授弾劾辞職勧告

撤回要求決議」のその後

田 中 仁 彦

昭和四十四年六月一日の日本仏語仏文学会春季総会は、先に東京外国語大学教授会が安東次男教授に対して行った弾劾辞職勧告の撤回を要求する決議を行った（以下、「決議」という）。安東氏に対する辞職勧告以来、直ちに活動を開始した安東氏支援の会は、その活動の一環として、この問題を安東氏の所属学会である仏文学会に提議することを決め、六月一日の総会に支援の会の会員である白井健三郎氏の発言という形で提案し、その提案、つまり「決議」は、八一对七九という二票の差をもって支持されたのである。この結果は提案者の側にとっても、むしろ意外だったのであり、否決の場合を予想して安東氏以下の脱会による学会批判という形になることを覚悟していたのであった。一部にささやかれているような多数派工作などは、全く行なわれなかったし、そ

れは無意味であるばかりか、この具体的現実的問題を無視するということによって積極的に辞職勧告に暗黙の承認をあたえる結果になるだろう。問題にしなればならないのは大学の自治と呼ばれているものの内容であり、つまりは教師・研究者の思想表現の自由とは何かということである。

ところでこのような問題は、安東問題のような具体的で個別的なケースを通じて現れる。そしてこのような個別的問題こそがその最も深い錯綜と深刻さを開示するものであり、また一人一人の人間に対してその主体的なかわり方を明確にするように迫るのである。もし「大学立法反対」が提案されていたら、いろいろ意見はあつたらうが、結局は多数決によって決議され、少数派はそれに従い、一片の声明を発し、そして事はそれで落着いたことである。しかし、今回の場合はそうはいかなかった。多数決に破れた側から多数の脱会者が出たし、またこの「決議」の執行の過程でこれを緩和しようとする動きも強かった。そのことを批判するつもりはない。自らの思想信条にふれる問題については多数決に従うことができない場合もあるのだから。むしろこのこと自体、「決議」が元来、多数決では処理することのできない性質の、本質的な問題を含んでいたことを示すものに他ならない。つまり二票差で「勝った」ことが重要なのではなく、このような本質的な問題の提起によって学会が割れ、改めて学会とは何かを問わざるを得なくなったことこそが重要なのである。

春季総会の後を受けた秋季大会は、ついに引き受け手がなく開催不能となり、翌四十五年の春季大会は辛うじてアテネ・フランセで開いたが、次の秋季大会は再び開催不可能となってしまう。

の必要もなかったことを、ここでははっきりさせておきたい。実際、この提案には最初から二つの意味が含まれていたのであり、その一つは確かにこの「決議」が通ることにより、安東支援の運動に一定のプラスの効果を持つだろうということであった。しかし提案は単にそのような政治的效果といつた次元のこのみを目的としていたのではない。それ以上に学会そのもののあり方を問うという意味を持っていたのであるから、時あたかもいわゆる「大学立法」の国会提出を前にしており、幾つかの学会でこれに対する反対声明が「大学の自治」を守れといった形で決議されていた。仏文学会の春季総会でもこのような反対声明の動議が提出され、圧倒的多数をもって採択されるだろうということは十分予想できた。それはそれ自体としては大変結構なことには違いない。しかし、そこで守ろうとしている「教授会の自治」とは一体何なのか。その内容を問題にしないで、ただ「教授会の自治」を守れと叫ぶことの空しさに、われわれはたえられなかった。もし、それが学生に対する管理者集団であり、その経営方針に違反する構成員を、まさに企業的論理によって排除する「自主規制」の具であるならば、それは守るに価するであろうか。それは権力の直接支配の代りに、ただ自主規制という間接支配をもって替えているだけではないのか。思想と研究の自由をタテマエとしながら、それを表現の自由と切り離すことによって、自らを武装解除し、実質的に「大学の自治」を無効なものにしてしまっているのではないか。そしてまさにこのことが、東京外国語大学教授会で起っている。われわれはそう考えた。それ故、今、本学会員の上に出てくるこの問題にはおかむりして「大学立法」反対など決議しても、そ

これがその後の仏文学会の状況である。その大きな原因はいりまでもなく、安東問題をきっかけにして生じた学会のあり方をめぐる論争が、一つ間違えば学会解散にまでゆきかねない状態にあるからである。特に四十五年春季総会においては、「決議」の執行における幹事会の責任追求をめぐって紛糾し、この問題と学会のあり方を含めて徹底的に討議し、結論を出すための、特別な臨時総会を召集することを決定している。この臨時総会がいつ開かれることになるか、今の所、見通しはないが、いづれにせよそれは開かれるであろうし、何らかの結論を出すことになる。それが学会の解散であるか分裂であるか、それとも再生であるか、それは分らない。

仏文学会は元来、家族主義的な小学会であつたし、また物々しいアカデミズムの余りない学会でもあつた。しかし会員数の増大につれて学会の体質は変わってゆき、「漸く社交団体の域を脱し、初めて本来の学会の性格を確立してきた」（杉捷夫会長 学会ニエース二十三号）のであつた。今回の「決議」に対する主として古い世代からの反撥は、元の親睦団体ではないか、という形をとっている場合が多い。しかしもし「本来の学会の性格を確立する」方向で考えらるるならば、やはりこの「本来の性格」とは何かを問わざるを得ないことになるだろう。それはやはり研究者が研究のために作った団体ということ以外にはない。とするなら当然、この研究の基本的条件である思想表現の自由に対して大きな関心をはらうものであるべきだろう。戦後民主主義時代の悪くいえば温室の状況の中にいた時と違って、今日、この自由が非常な危機にさらされていることを、感じる人は感じている。ア

カデミズムのぬるま湯にひたっているのではなく、現実との緊張関係をもち、政治との接点を持っている人の場合、特にこの危機意識は鋭いであろう。学会は権力に対する緊張関係の中で、研究の自由を守ってゆくつもりがあるのか、それとも権力の再編成の線に沿って、金を導入し、政治的中立を標榜することによって権力の干渉に従い、研究事大主義、研究エゴイズム、研究の物神化、つまり悪しきアカデミズムへの道を歩むのか、それともまた単なる親睦団体へと戻るのか、学会はそれらの一つを選ばねばならない所へきたのである。しかし実はこのような選択を迫られているのは仏文学会ばかりではあるまい。実はすべての学会が、そして学術会議も、このような選択を迫られているのである。それを迫っているのは、まさに今日の状況なのだ。

われわれの主張がその第一の選択であることはいりまでもない。学会はまず何よりも研究者の思想表現の自由を守るためのものではない。一つの専門家集団として団結するならばそれは決して不可能ではないだろう。研究の交流とか予算の獲得とかは、その上でのことである。そのようなことが可能であるような形に脱皮しなければならぬ。これは緊急な課題なのである。

われわれの「決議」を受け取った東京外国語大学教授会は予想通りこれを無視した。そして新聞にその理由を談話の形で述べているが、その中に、この「決議」は大学の自治への侵害であるという一項があったのには、思わず笑わずにはいられなかった。研究者団体がその生命であるところの問題で、その生命を侵害したものに抗議している時、今や国家機関でしかないような教授会が大学の自治などをふりまわすこと自体笑止なことではないだろう

か。大学の自治というものが、権力との緊張関係の中から生まれ、研究教育の自由を守る努力の中でのみ維持されるものであることをしらないのであろうか。真の「教授会の自治」を問いつめ、再建するよう要望したい。このような再建された「教授会の自治」と、そしてわれわれの願っているような「学会の自治」とが車の両輪になることによってはじめて、教育研究の自由は守られるのであるから。

神戸の十月から

△8月△闘争によって破産を暴露

された評議会の△9月△における

奇妙な沈黙を追撃する

八月には二二日、三一日の陳述をめぐって、評議会は、文書の伝達、デンボアの配達を連日のおこなっていったけれども、九月に入ってから、ついに一度もなかった。なぜだろうか？

評議会は、八月中に処分を決定しようとしていた。学生のない夏休みに、安全に処理し、学長選挙を文部省に認めてもらい、大学闘争を含む全情況の悪夢を早く忘れ去るために。

けれども、その予定は、見事に粉砕されてしまった。評議会は、私に一方的な陳述条件（非公開、事実についてのみ議長の指示に従って発言するetc.）を押しつけ、私がそれに応じなければ、「陳述の権利を放棄した」とみなし、たとえ応じても私が抽象論を語るだけであろうから、「ともかく陳述はさせた」というアリバイを獲得して、処分を合法的に（これがかれらのギマンの表現であることは、あらゆる事例についていえる）決定できると樂觀していたはずである。

しかしながら、私は、さまざまの共闘者に支えられつつ、評議会のギマンを公開し、かつ事実性論の武器によってかれらを脱出不可能のワナに追い付めた。

具体的にいうと、八月二一日の口頭陳述では、評議会側の条件を逆用して、n次の事実性のうち第1次の事実性（処分審査説明書の文体、構成のギマン）のみ述べておき、証人、証拠を媒介にしなければ、第2次の事実性には到達しないし、ましてや、n次の事実性（存在革命の永続的展開を条件とする）には到達しないと主張した。従って評議会は、陳述を一回では打ち切れなくなり、また、少数ながら参考人の意見を文書という抑圧したかたちではあるが、聴取せざるをえなくなり、核心的なこととして、私の主張した内容（説明書の全面破棄と、闘争にかかわった全ての人間による事実性の再調査）に圧倒されて、何一つ対応しきれないまま、九月を呆然とすごしたのである。

私の方は、九月の三十日間を、三十年間（つまり、私が停年になるまでの年数）の速度で疾走し、8・7闘争被告団や……闘争被告団の裁判闘争がふくむ問題を中心に、あらゆる位相の問題を追求しつつ、たのし気に存在し続けていた。

十月に入り、評議会は、支配秩序の必然的な力に強制されて、ただひたすら盲目的に処分を確定してくるであろう。そして、そのことによって、自らの敗北を永遠に公表することになるのだ。すでに読者諸君が予感しているように、評議会が示したこの九月の奇妙な沈黙は、ほんとうは、きみ自身の奇妙な沈黙に他ならない。この沈黙は全情況のタイハイの極限的な質を集約している以上、この沈黙を共同的な追求の場で止揚しない限り、どのよう

に闘争の生活しよう、そのスローガンの目的は虚しいし、むしろ処分→新しいファシズムの到来の加担者であることの表明である。

第3→n回口頭陳述の必要性、このささやかな言葉が包圍するヴィジョンを、きみが、どのように想像し創造するかによって、きみの過去と未来が裁かれていくのだということを忘れないでほしい。

一九七〇・一〇・一

松下昇

処分説明書

(教示) この処分についての不服申立ては、国家公務員法第九〇条および人事院規則一三一の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して六〇日以内に人事院に対して、することができません。ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して一年を経過した後は、することができません。

1. 処分者

(官職) 神戸大学長事務取扱

(氏名) 戸田 義郎

2. 被処分者

(所属部課) 神戸大学教養部

(氏名) 松下 昇
(官職) 文部教官 講師
(等級および号俸) 教育職(一) 三等級五号俸

3. 処分の内容

(処分発令日) 昭和四五年一〇月一六日

(処分効力発生日) 昭和四五年一〇月一六日

(処分説明書交付日) 昭和四五年一〇月一六日

(根拠法令) 国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号

(処分の種類および程度) 免職

(刑事裁判との関係) 起訴日：昭和四五年五月二三日

(国家公務員法第八五条による承認の日)

昭和四五年一〇月一四日

(処分の理由)

上記の者(以下「同人」という)は、次のような行為をした。

- (1) 同人は、「旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働(授業、しけん等)を放棄する。」と宣言して、昭和四三年度第二課程(夜間課程)一般教育課程後期の同人担当授業科目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程(昼間課程)後期の同人担当授業科目の期末試験の実施を拒否した。また、同人は、昭和四四年九月一日から開始された昭和四四年度一般教育課程前期の同人担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱の警告にもかかわらず、同期の授業を行わなかった。
- (2) 昭和四四年一月八日付公文書をもって教養部長事務取扱

扱より同人に昭和四三年度一般教育課程後期の同人担当の

授業科目の成績表提出および昭和四四年度一般教育課程後期の授業担当を要求し、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告したのに対して、同人は、昭和四三年度一般教育課程後期授業時間割への同人の授業の組入れを申し出たが、同人は、その後、次のような行為をした。

すなわち、昭和四三年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者二四三名全員に〇点をつけた。また、昭和四四年度一般教育課程後期の授業については、同人の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまで休講を続けると宣言して開講せず、教養部長事務取扱よりの警告および休講不承認の通告にもかかわらず、同期の授業を行わなかった。そのため、教養部教授会は同人担当授業の受講生を他の教員の授業にふりわけ受講せしめることを余儀なくされた。

- (3) 同人は、昭和四四年二月五日以来、教養部教授会を欠席し、同年一〇月一日付公文書をもって教養部長事務取扱より出席を勧告された後も、翌四五年四月一五日までの間に開催された教養部教授会に、同年一月一四日を除き、出席しなかった。

- (4) 同人は、昭和四四年度本学入学試験第一日目の同年三月三日に、第一試験場(神戸市立御影工業高等学校)において本学教職員に対して入学試験事務の拒否を煽動する文面のほり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた教養部長事務取扱よりの説得にもかかわらず、同人はそのほり紙を撤

去しなかった。入学試験第二日目の翌四日に第八試験場

(兵庫県立神戸高等学校)付近において配付された上記はり紙と同旨の同人名のピラも、同人が作成したものであった。

- (5) 本学評議会の議に基づいて、学長事務取扱が、本学学舎等の不法占拠状態を解除するため、昭和四四年八月七日および翌八日にわたり、本学各学舎等の不法占拠者に対して退去命令を発し、大学当局の許可なき者の各学舎構内への立入禁止を命令したさい、同人はこれらの命令に従わず、両日にわたって教養部学舎内に残留して退去しなかった。

- (6) 同人は昭和四四年八月八日に不法占拠状態が解除された教養部学舎のB一〇九教室を、同年九月一日より、一部の学生とともに占拠して無断使用し、再三の教養部長事務取扱よりの同教室の使用禁止・明け渡しの通告をも無視して、翌四五年二月二八日に至るまで不法占拠を継続した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。

- (7) 同人は、昭和四四年度一般教育課程前期授業開始第一日目の昭和四四年九月一日に、一部の学生とともに小林正光教授の化学の授業が行なわれるB一〇九教室に入りこみ、同教室の教壇を占拠し、小林教授の抗議や教養部長事務取扱等による退去説得にも応ぜず、一たん室外に連出された後、再び室内に入って教壇の占拠を続け、小林教授の授業実施を中止するのやむなきに至らしめた。

- (8) 同人は、昭和四四年九月二四日に、一部の学生とともに、教養部学舎N四〇一教室の入口付近に坐りこみ、同教室において行なわれる湯本昭八郎講師を担当主任とする生物学

実験の授業を中止するのやむなきに至らした。

(10) 同人は、昭和四三年度一般教育課程後期末試験第一日の昭和四四年一月八日に、一部の学生とともに、吉村毅助教授担当の英語の試験場（教養学部学舎Ⅰ工教室）へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らした。また、同日、同人は、一部の学生による妨害のために混乱していた荻野目博道教授担当の英語の試験場（教養部学舎Ⅰ四〇一教室）に立入り、受験生の前で受験拒否をしようする文書を板書した。

(11) 同人は、「昭和四四年二月三日に、同人の処分を審議する教授会の会場に入りこみ、同教授会を中止するのやむなきに至らした。また、昭和四五年四月八日にも、同人は、一部の学生とともに、教養部教授会開催予定時刻の約一時間前から会場への通路に坐りこんで教授会開催を困難ならしめ、教養部長事務取扱の退去命令にも応じなかった。

(12) 同人は、昭和四四年八月八日の本学学舎の学生等による不法占拠状態解除後、しばしば、教養部学舎内廊下の壁扉等にマジック・インクで落書きをしたが、同年一月八日に教養部学舎Ⅰ工教室を占拠したさいには、同教室内の壁にマジック・インクで落書きをし、また、同年二月下旬から翌四五年一月下旬にかけては、教養学部学舎の多数の教室の黒板の全面に白ペンキで落書きを大書し、授業に支障を与えた。同年三月に教養部当局より汚損箇所が修復された後も、同人は落書きを止めなかった。

上記のごとく、同人は、本学教養部教員としての重要な

職務を放棄し、本学および本学教養部の管理機関の決定ないし執行機関の命令に違背し、本学教養部の教育機関としての機能の遂行を妨げ、国有財産を損傷した。これらの行為は、国家公務員法第九八条第一項および第一〇一条第一項の規定に違反するものである。

よって、国家公務員法第八二条第一号、第二号および第三号の規定により、同人を懲戒処分として免職する。

.....

処分説明書は、私に到達しうる文章表現としての最低限の生命力すら失っている。というのは、この文書は評議会が私の入陳述に敗北したことの宣言ないし自己証明として、死体のように投げ出されたのであるから。

私たちの闘争過程の一時一瞬は、名付けがたいほどの深さと拙がりをもって私たちの敵対者の真の姿を明らかにしてきたけれども、ここで、あらためて、七・三一の審査説明書と一〇・一六の処分説明書のスキマから、私たちが引きずり出し、共有すべき問題点を、いくつか記しておく。

二つの文書の関連は全く述べられていないし、述べることが不可能にされている。審査説明書のままの表現で処分説明書を作成しえなかった評議会は、必ず、かき変えたこと、しかも、このようにブザマにかき変えたことによって復讐されるだろう。

八・二一、八・三一以降、一〇・一六まで、死の沈黙を続け

た意味を対象化していく必要がある。この沈黙の質は、大学闘争を圧殺してきた沈黙の質を集約したものであり、また、これを逆にたどりつつ、私たちの未来に出現する表現をかいまみることもできる。

○ 審査説明書は、三つの構成をまがりなりにも持っていたけれども、処分説明書はそれすら、ローラーで押しつぶしたように平板化され、評議会が二次の事実性論の前に、いかにあわてふためいたかを示している。その結果がいわば二次の事実性への後退となっている。

○ 処分説明書は、文体・語法が硬直化しており、起訴状の調子に接近し、ある意味では、それをこえるほどである。これは権力者たちの無意識的な重層性と世界（史）性を暗示しているように思われる。

○ 審査説明書に対する第一次の事実誤認が、私や参考人の陳述をへたのちにも放置されたものが多く、むしろ増大している。いうまでもなく、これは、陳述の機会を与え、参考意見をきくという評議会の方針が、たんなるアリバイ作りにならないうことからもきている。

その他、さまざまな方向からの批判が可能であるけれども、それは、処分説明書を自らにあられた文書であると考える全ての入私Vによって展開されるべき作業であり、この作業は、このよりの文書を成立させている現実の根拠そのものを粉砕していく闘争と同時にこなわれなければならない。

一九七〇・一〇・一六

松下昇

いくつかの断片的方針

○ 私は処分に關する説明書を評議会に返し送した。その理由は、形式的には、一〇月一六日に評議会代表がその文書を私に手渡そうとしたが、私が拒否したためであるが、本質的には、その文書が表現として成立不可能であり、私に到達しうる生命力を全くもっていないため、死人をして死人を葬らしめるのがよいと考えたからである。私の返送した文書には、一六日付の私のビラが同封されており、これを含む公開討論をよびかけておいた。

にもかかわらず、評議会は、私の送った文書を一度は開封し、たらしいが、何一つ説明をせず、そのまま、別の封筒に入れて送り返してきた。この一見ささやかな喜劇には、深い意味があるだろう。その一つは、評議会のロボット化、非人間化が明らかに最終決定したことであり、もう一つは、この問題について、あらゆる方法で公開の討論、追求が必要になっていることである。

とくに後者については、人事院の審理という場を媒介とした新しい闘争を、評議会が自ら準備したことになる。もちろん、私たちは人事院審理がなくても最大限の闘争を展開するであろうし、それがなされるとき、はじめて人事院をふくめた私たちの敵たちを逆用しつつ永続闘争をしていくことができるのである。

ある。

- o 教養部長事務取扱いは、二度にわたり、
 - a 一〇月末までに研究室を立ち退くこと
 - b 研究図書を返還すること
- を文書で要求してきている。

しかしながら、私は、次のように主張したい。

- a、については、(i) 処分そのものが根拠ゼロであり、少くとも人事院の審理が終了するまで立退要求の根拠はない。(ii) 別の理由で、他の教官が入室するのであれば、少くとも教授会で部屋の移動について慣例通り討議し、入室教官が決定すれば、直接交渉に應じる。(iii) 今までの退職・転任教官の場合の研究室問題を公表せよ。
 - b、については、こちらから図書の全部を一括して返すことはいない。(i) 私の研究室に来たものが読みたい本を発見したとき、(ii) 図書館でカードをしらべ、自分のよみたい本が私の研究室にあるのが判明したとき、
- 研究室の貸出ノートに記入した後、その本の管理を自主的にこなうべきである。(図書館に返還するのが妥当と思えば、自分の責任でそのようにしてもよいだろう。)

一二月二四日に開始される……闘争被告団の裁判をふくめ、これから生じる一つ一つの事態に、私たちの共同の問題と固有の問題を全て総括しつつ立ちむかおう。もはや、失うものは何一つない私たちに怖れる必要はない。

一九七〇・一〇・十日

松 下 昇

公開要望書

神戸大学評議会 御中

わたしたち、大学を告発する、京都大学全学教官連合は、さきに8月12日、貴評議会が7月31日付で貴大学松下昇講師に「交付」された「審査説明書」にかんし、いくつかの疑問点を明示して、貴評議会にたいする公開質問を行ない、貴評議会が松下講師「処分」手続きを進められる以前に、それらの疑問点に答えられるよう要望いたしました。しかし現在まで貴評議会は、わたしたちの問いに答えて「処分主体」としての貴評議会の倫理的正当性を明らかにすることもなく、沈黙のうちに10月16日、松下講師にたいする「処分」を決定されています。わたしたちは、わたしたちが公開質問書に指摘した疑問点について、またその質問書の貴評議会における扱いについて、直接貴意を承わりたいと存じ、10月19日、貴大学まで参上しましたが、貴評議会議長が不在であることとしたので、一週間以内に会見したいとの要請を、庶務課長をつうじて伝えるにとどまりました。そしてこれにたいする答えもないまま、今日にいたっています。わたしたちは本日、あらためて貴大学へ代表を派遣し、重ねてわたしたちの意向を伝え、貴評議会が早急にわたしたちと時間・場所その他を打ち合せた上で

会見すること、その席で貴評議会の答えを開陳されることを、強く要望するものです。

一九七〇年一〇月三日

大学を告発する・京都大学全学教官連合

連絡先 教養部ドイツ語教室 野村 修

電(075)一七七一八二一 内線四八二三

岡山から

生活共同体の深部からの人間解放を！

——“岡大教官”処分に関する

人事院闘争“五日間”の小さな総括——

萩原 勝

これまで大学粉砕とか安保粉砕、沖縄解放などの大きな一般的スローガンのもとで闘争は戦われてきた。私たちはそこで“共有された状況の一般的な課題と状況に係る自分に個々の課題との同時的追求”というように方をして来た。このいい方はいまま変わらないと思うが、私たちはまたここで“共有された状況における私たちの共同性の同時的追求”といういい方をしてもいいはずだ。問題はあくまでも私たちが状況の過程、その展開の“媒介の構造”であることができるかということである。

こんど“教官処分に關する人事院の公開口頭審理”(八・二四～二八の五日間、岡山市広瀬荘会議室)にあたって“新たな共同性の地平を”という一般的なスローガンを掲げたが、これは“なにか分ったもの”として出されたのではなく、このスローガンの

なかに含まれている状況の未地の意味が実現(対象化)されてゆくその過程そのものとして出され運動提起された。

“孤立”は“孤立”であるというだけで越えられなければならぬものであることは自明のことだが、しかもなお、いまこの

“孤立”においてこそ生活(歴史)の諸矛盾が総体として公開(告発)されてくるのであり、“孤立”はこの自己矛盾においてこそ歴史のなかを運動しているのだ。この“孤立”はいかなる意味においても“孤独”ではないし、また“少数精鋭主義”(前衛幻想ブルジョア幻想)でもない。

“孤立”は幻想崩壊、共同幻想崩壊(コミュニケーションの崩壊)のものであるが、“孤立”が一つの共同性の崩壊のものであるという本質においてすでに共同性のレベルのものであるということが追求されなければならない。“孤立”はまた“沈黙”である。

ところで、権力の沈黙こそ、これまでのすべての過程で大衆の次元に曝された権力の欺瞞的居直りの“リクツもヘッタクレもない”人間支配の本質だ。この人事院提訴もまた私が私の釈明要求にも公開状にも一切答えをしない“沈黙のだんまり大学評議会”と私の沈黙そのものにおいて対応した“処分の審査過程”からの直接の展開であるが、沈黙が深く敵対的に交差する状況の原点といつたものがその深部から表現されるその具体的な過程が欲しい。私の沈黙も幻想崩壊という点では同じ次元のものである。権力の沈黙において、またそれを媒介として私たちの沈黙を対象化し私たちが自身が“権力との関係”で展開してゆくのだといういまの状況の展開構造が解明されんことを！

私たちにまだ本当に有効なことがないのだから一人一人の発言の内容よりは権力の前で“われわれは皆同じだ”といえるような共同性の地点への大衆的進出が必要だし(代理人の発言は請求人の発言とみなされる)、あるいはまた“私は正当だ”などと無媒介的・無言語的に短絡することよりは、新たな共同性の形成のその過程でこそ“権力にはわたしたちを載く資格はない”ことが明らかにされてゆくような“有罪性”に居直っている私たち自身の過程が必要だろう。本人の思想ではなく行為の事実においてのみ“処分”をしたという権力のいい分の嘘を公開するために、

あくまでもその行為の事実(を解釈するのではなく)に喰いつくことが必要だし、権力のことを私たちが論理で使用する敵対的交叉の具体的な表現過程が欲しい。権力は幻想崩壊によってその幻想性の水準、つまり“法”(ことば)の水準から“掟”(沈黙)の水準へと生活共同体の奈落の底へ転落してしまっているが、これは旧軍部ファシズムというよりは、市民社会のヘーゲル・ナチス的なゲルマン民族共同体への民族主義的後退と酷似しているか、あるいははるかそれ以上のものであって、権力のこの国家民族主義共同体へのファシズムの変質こそ、入管法や日本権力のアジア侵略体制化、大國主義復活ばかりでなく“公害の一億総責任論”(佐藤首相)、教育の民族主義的再編、そして、地元土着権力の手を使った様々な弾圧、たとえば、“教員処分”(九州柳川市、伝習館高校の三人の高校教師の首切りや、また、岡大教官処分)として現われてくるが、この国家民族主義共同体の人間破壊の本質はさらには破防法治安弾圧となつて国家権力のすべてのレベル(司法権力、資本、大学……)だけではなく、日常

の一般社会からも形を変え姿を変えて現われている。市民階級が解体して国家民族主義的共同体のなかへ解体してしまつた。いま、市民階級総体から人間が解放されてゆく過程で(生活)共同体内部からの人間解放(土着の解放)が同時的に展開してゆくのではないか。

なお、この“五日間”は“重い五日間”だったが、また、たしかにおもしろいものだった。私たち(請求人・代理人・傍聴人)はなんべんも声を出して爆笑したり吹き出したりした。事務局長(この三月まで東大の庶務部長だった人)を先頭に“大学評議会”があとについてやって来た大学権力の文部省国家権力まるだしの姿や(学長本人はついに姿を見せなかった)、また、私たちの追求に対して本質的なことはなにひとつ喋らない“沈黙のだんまり大学権力”など、大学権力の予想通りの正体をいくつも見るこゝろができたのだが、しかし、私たちは私たちの“沈黙”ばかりではなく、私たちの“笑い”さえもまだ対象化(言語化)して大衆のものにまで広げることができないというところこそが本当の問題である。

授業再開の宣言

——大学権力への公開状——

大学権力は日本国家権力のなかへ転落したことによって、もつと悪質な日本国家主義(国家主義共同体)のなかへ壊滅的なナチスの転落を遂げ、ここに既成の大学共同体は完全に崩壊した。

いまや、「法」（ことば）は「掟」の沈黙へと回帰して、大学権力はその死の沈黙において永遠に沈黙している。大学権力の「処分権」はもの見事に解体した。

私が私の公開された「沈黙」（幻想崩壊）や、従って、また、私の公開された「笑い」（同上）において大学権力の「死の沈黙」（既成の大学共同体のくも無惨な国家主義共同体への内部解体）を公開（告発）した「公開された孤立者」であるからといって、その理由で私を「処分」し、大学権力の内部矛盾を解決しようというなら、それはとても愚劣であり、笑止である。

それとも、私を「永久追放」（1）にするとか、また、「停職五ヶ月」などと無責任なことをいわないで、「停職五〇〇年」（2）にするなどというのなら、それもまたナチスのな大学権力にとって一つの「おもしろい解決の方法」であろう。そのいずれをとろうと、それはしよせん、大学権力の自由であり、ナチスのな恣意（暴虐）である。

だが、まだ、大学権力が「処分権の解体」を公認して、この「処分」を「白紙に還元する」（3）なら、それが、いま、すべての人たちにとって「新たな共同体の回復」のために最良の策であることは間違いない。

あるいは、また、大学権力がこの「処分」に関して全学的、また大衆的な公開討議の場で私たちとともに徹底的に話し合い、この「処分」が「大衆的に白紙に還元される」（4）というさらによい方法もある。

私は大学権力に対してこれら（1）、（2）、（3）、（4）のうちのいずれをとるか、その回答を早急に要求する。

沈黙したままだ。

だが、この「大学権力の沈黙」こそ、これまでのすべての闘争過程で大衆の次元に曝し出された欺瞞の本質である。しかし、大学権力が沈黙において居直れば居直るほど幻想崩壊のあとのナチス—ファシズムの本質は一層深く透視され告発されるだろう。

私の人事院提訴もまた、「大学権力の沈黙」との敵対的交叉の展開過程である。私が私の「処分理由」に関する釈明要求書や、「処分理由」を全学的、全社会的に十分知らせるよう要求した公開状、また、私の口頭陳述の機会に対して一言も発せず、一切何も答えなかった「沈黙のだんまり大学評議会」と私の沈黙そのものにおいて対応した「処分の審査過程」の直接の展開である。

もとより、私の沈黙も大学権力の沈黙も幻想崩壊のものという点ではまったく同じ非人間的な次元のものであるが、しかし、私が沈黙の底からことばを発して沈黙を能う限り人間化しようとしているのに対して、大学権力は沈黙において「掟と暴虐」のものとして、一切の創造的展開の人間の能力を失なった。

いま、私は私の「授業再開の宣言」を私の沈黙において暴力的に破棄するが、これは沈黙が敵対的に深く交叉する状況の原点から「大学権力の沈黙」の人間破壊と死のナチス—ファシズムの本質がさらに深く大衆の次元で公開され告発される人間回復の創造過程となることを烈しく祈ってやまないからである。

一九七〇年一月一日

岡山大学学長 殿

萩原 勝

以上をもって、私の「授業再開」の宣言とする。

一九七〇年九月二二日

萩原 勝

岡山大学学長 殿

× × × × × × × ×

参加自由！

公開討議への大衆的な呼びかけ

テーマ——「処分」

と き——いつでも

と ころ——どこでも

担当者——参加したすべての人たち

大学権力への公開状

「授業再開の宣言」を破棄する

—目には目を、歯には歯を、沈黙には沈黙を！！—

大学権力は私が先に九月二十二日の日付で送った「処分」に関する回答要求に対してまだなんの回答もしていない。大学権力は

すべての人たちを包む 「無名の人間集団」へ

—松下昇君の処分決定に際して—

神戸大学評議会は十月十六日付で松下昇講師（教養部）の「懲戒免職処分」を決定した。

しかし、大学紛争にこれを無限に越えたところで保ったものにとつて問題は「処分」にあるのではなく、この「処分」も包み込んでしまった形で拡大している無限の質の人間の意味にあるのだ。

松下君の「処分」にあたって「個人の自由を尊重するあまり、他人の自由を侵害することは許されない」というような戸田神戸大学学長事務取扱の発言は、大学権力の欺瞞というよりは、いま「自由」ということばによってさえも人間が呪縛され空洞と化してしまっていることの無自覚的な敗北の告白であり、また、状況が孕む人間の深さへの裏切りである。

もとより、大学権力が「処分」を下そうが下すまいが、問題はそれよりなレベルで展開するのではない。状況が孕んでしまった無限の人間の質と、また、同時に状況の底から開かれ目覚めていく「人間の共同性」の視座の深化こそが大事なのだ。私たちの怒りの対象は個々人の次元をはるかに越えており、自分のなかの人間が「骨抜きにされてしまっている」ことを陰蔽する呪縛の構造、権力の構造そのものであり、また、そこからやって来て「人間の関係」を際限もなく暗くし荒廃させてしまっている無数の虚偽と

自己弁護と權威主義の独善などである。

むろん、私たちは、いま、私たちの存在が言葉の形において、あるいは、行為としてどのような表現の形態をとるにせよ、そのこと自体に価値を置いていたのではない。また、そこで私たちの存在を貫徹しうるなどと錯覚しているものでもない。私たちは私たちの存在も包み込んでしまった状況の未知で無名の過程の媒介となること、また、それが同時に私たち自身の未知で無名の過程と一致しているからこそ、私たちの存在がすべての人たちのなかに包括されてしまっているその永続的な闘いの形態を断念することなく持続してゆくのである――。

一九七〇・一〇・二〇

荻原 勝